

富山県警察本部訓令第 16 号

富山県警察電話に関する訓令を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 日

富山県警察本部長 大原 光博

富山県警察電話に関する訓令

富山県警察電話に関する訓令（平成18年富山県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号）第12条の規定に基づき、富山県警察における電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用）

第 2 条 警察電話による通信は、警察職員が警察の責務を遂行するため必要な事項をその内容としたものでなければならない。

2 警察職員は、警察電話をその通信の正常かつ能率的な運営を妨げるような態様で使用してはならない。

（秘密の保持）

第 3 条 警察電話の運営に従事する者及び従事した者は、法令の定めるところにより、通信の秘密を保持しなければならない。

（警察電話以外の電話使用）

第 4 条 警察電話以外の電話は、次の各号に掲げる場合に限り使用することができる。

(1) 警察電話回線が一時的に輻輳し、急を要する場合

(2) その他、やむを得ない理由がある場合

（国際通話）

第 5 条 国際通話は、所属長の承認を得て行わなければならない。

（交換室の設置等）

第 6 条 富山県警察本部及び警察署に、交換室を置く。

2 交換室は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続

(2) 第 8 条に規定する通信統制により発信の規制を受けている警察電話から他の警察電話への通信の接続

(3) 第 9 条第 1 項に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施

(4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内

（各種工事申請手続等）

第 7 条 警察電話等の新設、変更等にかかる工事申請等各種申請手続に関し、必要な事項は別に定める。

(通信統制)

第8条 地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を保つため、通信統制を行うものとする。

(非常措置)

第9条 通信指令課長は、天災、事変その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ、若しくは生じるおそれがある場合には、重要な通信の疎通を確保するため、臨時に、警察電話による通話を制限し、又は拡張する等必要な措置（以下「非常措置」という。）を講じるものとする。

2 通信指令課長は、非常措置を講じる必要がある事態が生じていると認めるときは、速やかにその状況を警察本部長に報告するとともに、中部管区警察局富山県情報通信部機動通信課長に通知しなければならない。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。